

ひとひと 男と女がともに輝く まちづくりを進めます



4月1日施行

◇「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」◇

市では、男女共同参画社会の実現を目指し、市（＝行政）だけではなく、市民、事業者、教育関係者、市民団体が協力し、男女共同参画の推進に計画的に取り組んでいく必要があることから、「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」を制定しました。

この条例は、公募市民などで構成される「登米市男女共同参画条例策定委員会」から提出された素案をもとに作成され、皆さんに親しまれるように、できるだけわかりやすい表現を使い、基本となる考え方や市民、事業者、教育関係者、市民団体および市の責任と義務、市が実施する基本的な施策などが盛り込まれています。

これから皆さんと一緒に、性別や世代にかかわらず、すべての市民が持てる力を存分に発揮できる、ずっと暮らし続けたいと思えるまちをつくるため、今月号では、その条例のポイントと今後の取り組みについてお知らせします。

【問い合わせ】企画部市民活動支援課 ☎0220 (22) 2173

男女共同参画社会とは？

日本では古くから「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方が一般的でした。戦後の高度経済成長期、急激な経済の発展を支えたのは、過酷な労働環境に耐えて懸命に働く男性労働者と、それを『内助の功』で支える主婦という社会的構図でした。

この30年の間で社会や経済環境はめまぐるしく変化し、より質の高い生活が求められるようになると同時に、男女や家族の在り方も大きく変わってきました。少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応し、制度の面では男女に平等の権利が与えられるようになってきましたが、人々の意識や慣習の中には、男女の役割に対する固定的な考え方がまだまだ存在しています。

男女共同参画社会とは、「男だから」「女だから」という理由だけで生き方を制限されるのではなく、男性と女性が互いによきパートナーとして多くの分野に参画し、個性や能力を発揮し、かつ責任を分かち合うことにより、誰もが自分らしくいきいきと暮らしていける、豊かで住みよい社会のことです。



●条例のポイント【1】9つの考え方【第3条】

- 男女の人権の尊重**
男性と女性が個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取り扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保できるようにしましょう。
- 制度・慣行についての配慮**
性別による固定的な役割分担意識などの社会的制度・慣行をなくすよう努めましょう。また、自由な活動を妨げることがないように配慮しましょう。
- 立案・決定への共同参画**
市の政策や事業者・教育関係者・市民団体における方針の立案・決定について、性別にかかわらず平等に参画する機会を確保しましょう。
- 生活における活動の両立**
男性と女性が、お互いの協力と社会の支援のもと、子育てや介護などの家庭生活と、職場や学校などのさまざまな分野における活動を両立できるようにしましょう。
- 教育の場における配慮**
教育において、性別による固定的な役割分担意識が形成されることがないように、自らの意思によってあらゆる活動に平等に参画できるように配慮しましょう。
- 暴力的行為の根絶**
セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの身体的または、精神的苦痛を与えるあらゆる形態の暴力的行為を根絶しましょう。

- 性への理解と権利の尊重**
男性と女性が互いの身体的特徴に関して理解を深め、妊娠、出産においてお互いの意思や権利を尊重し、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにしましょう。
- 性同一性障がい者などへの配慮**
性同一性障がい者や有する人または、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などに対する差別の根絶や、個人の人権の尊重に配慮しましょう。
- 国際的協力の推進**
男女共同参画の取り組みは、国際社会が目指す理想の一つです。国際社会における取り組みと密接に関係していることを考慮し推進しましょう。

●条例のポイント【2】市民や団体、事業者、教育関係者および市が取り組むこと【第4～8条】【第19・20条】

市が取り組むこと【第4条】

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し実施するとともに、市が行うあらゆる施策について基本となる考え方に配慮します。
- 男女共同参画の推進にあたっては、自ら率先し、市民、事業者、教育関係者、市民団体と協働により行います。

市民の皆さんが取り組むこと【第5条】

- 男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めよう。
- 市・事業者・教育関係者および市民団体との協働で行うよう努めよう。

事業者の皆さんが取り組むこと【第6条】

- 男女共同参画を推進する職場環境整備に努めよう。
- 市、他の事業者、市民が行う男女共同参画の取り組みに協力するよう努めよう。

教育関係者の皆さんが取り組むこと【第7条】

- 男女共同参画が果たす教育の重要性を認識し、基本となる考え方に配慮した教育を行うよう努めよう。
- 市が行う男女共同参画の取り組みに協力しましょう。

市民団体の皆さんが取り組むこと【第8条】

- 運営または活動に男女が平等に参画できる環境を整備し、男女が互いに能力を発揮できるよう努めよう。
- 市が行う男女共同参画の取り組みに積極的に協力するよう努めよう。



全市的に取り組むこと 権利侵害の禁止・相談体制の整備【第19条】【第20条】

- 性別による差別や、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。
- 性別による差別や、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスに対する相談体制を整備し、関係機関と連携して適切で迅速な支援を行います。

●条例施行までの経緯

- 平成21年9月24日 「登米市男女共同参画条例策定委員会」を設置。条例素案について検討。
- 平成22年4月・5月 タウンミーティングの開催
- 平成22年6月19日 「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」（素案）を市長に提出。
- 平成22年11月15日～12月15日 条例（案）に対するパブリックコメントを実施。
- 平成23年3月4日 登米市議会第1回定例会において「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」可決・制定。
- 平成23年4月1日 「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」施行



【男女共同参画条例策定委員会】

●今後の取り組み

- ◎条例に基づき「登米市男女共同参画審議会」を設置します。男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議します。
- ◎第2次登米市男女共同参画基本計画を策定します。この計画に防災における男女共同参画の推進を盛り込むため、東日本大震災における避難場所や災害ボランティア活動などの場において、安全の確保などニーズ調査を行うとともに、男女共同参画の視点からの配慮されるよう努めます。
- ◎男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進します。